法 令 名	警備業法
根 拠 条 項	第42条第3項において準用する第22条第6項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第63条、第43条第3項(機械警備業務管理者 資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準	
標準処理期間	14日
申 請 先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	